

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準備書面 9

令和4年7月28日

福岡地方裁判所 第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 島 延 夫



同 代理人弁護士

北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士

篠 木 潔



同 代理人弁護士

馬 場 勝



(被告の令和4年7月20日付け第7準備書面について)

被告の令和4年7月20日付け第7準備書面(以下「被告第7準備書面」という。)について、以下の通り、必要な限りで認否反論する。

第1 「第1 はじめに」について

1 小売電気事業者の託送供給を受ける権利

第1に、被告は、被告第7準備書面の「第1 はじめに」において、「小売電気事業者は、電気事業につき契約を締結するについて電気事業法外の法律で何らかの特別な地位や権利等が保障されているものではな」と主張している。

この主張は、驚き以外の何物でもない。電気事業法17条1項をご覧ください。

同条項は、「一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給(中略)を拒んではならない。」と規定している。

これは、一般送配電事業者は、小売電気事業者に対し、正当な理由がなければ、託送供給を拒むことはできないという義務を負っており、小売電気事業者は、託送供給を受ける権利を有することを規定するものである。

すなわち、この条項は、一般送配電事業者の託送供給義務を規定し、小売電気事業者の託送供給を受ける権利を規定しているのである。電気事業法17条1項の表題自体、託送供給義務等となっている。

しかも、その託送供給の具体的な契約内容は、契約当事者が自由に協議して決定するわけではない。そのようにすると、地域独占をしている、一般送配電事業者の地位が強く、適切な内容の契約とならないので、あらかじめ、電気事業法は、託送供給の内容について、一般送配電事業者は「託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない」(電気事業法18条1項)と規定し、「その認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行ってはならない。」(同法18条2項)と定める。

以上の通り、電気事業法は、小売電気事業者の託送供給を受ける権利、そ

れも、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款により託送供給を受ける権利を規定している。

ちなみに、以上の点に関連し、電気事業法17条1項同様、供給義務を規定する水道法15条の規定について、契約申込みをしたところ、それが拒否されたので、その拒否に正当な理由があるかどうか争われた福岡県志免町の事案について、福岡地方裁判所、福岡高等裁判所、最高裁判所で、正当な理由の有無が争われた¹。

この事件は、水道事業者である志免町と水道供給を申し込んだ者との間で争われた民事訴訟であるが、民事訴訟は、権利義務の争いについて判断するものであるから、仮に、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」との規定が、水道事業者の供給義務、給水申込者の供給を受ける権利を規定するものでないならば、そもそも正当な理由の有無を判断する必要はなく、水道法上の権利がないという理由で、棄却すればいいだけの話である。

被告は、契約締結の効果とするが、そもそも、民事法上の大原則は、契約自由の原則なので、給水申込者が給水契約の締結を申し込んでも、それに対して締結を拒否したとしても、給水申込者が契約上の権利を有することはない。契約締結上の過失として、損害賠償義務があるかどうかだけの問題となる。

その点、前記事案では、福岡高等裁判所では、給水申込みをした者について、正当な理由がない場合には、承諾の意思表示をする義務があると整理し、水道供給において、供給申込みがされると、承諾の意思表示をする義務が発生するという、契約関係上の権利義務が発生することを前提としている。民法上の大原則である、契約自由の原則が修正されるのは、水道法の規定があ

¹ 福岡地方裁判所の判決は、福岡地判平成4年2月13日判例タイムズ794号238頁、福岡高等裁判所の判決は、福岡高判平成7年7月19日・判例時報1548号67頁、最高裁判所の判決は、最判平成11年1月21日民集53巻1号13頁

るからである。

その点は、電気事業法においても同様である。電気事業法17条1項の定めがなければ、そもそも、一般送配電事業者は、小売電気事業者に対し、託送供給を拒むことはできるし、同法18条1項、2項の定めがなければ、託送供給契約の内容も自由に決定することになる。

その意味では、小売電気事業者は、電気事業法17条1項によって、一般送配電事業者から託送供給を受ける権利が保障されているし、同法18条1項、2項によって、その契約内容は、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款の通りとなる。

したがって、小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利を保障されているのである。

以上の点は、本来否定しようのないところであるはずである。この法律を所管する国（経済産業大臣）がこれと異なる主張をすること自体不思議である。この点の被告の主張に何ら理由はない。

2 変更認可の法的効果について

以上の通り、小売電気事業者は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、法的地位や権利を保障されている。

したがって、仮に、一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けることなく、託送供給等約款を変更しても、それによる小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。

一般送配電事業者が託送供給等約款を変更する場合、経済産業大臣の認可を受けてはじめて、それが、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約に法的効果を与えるのである。

その意味で、小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、「処分の法的効果」によるものではなく、「合意による効果」だとする、被告の主張は、基本的に誤っている。

小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、

託送供給等約款変更認可処分の法的効果によるものである。

3 行政事件訴訟法9条1項によって、原告には原告適格が認められる

以上の通り、小売電気事業者が託送供給等約款の変更認可後の内容に拘束されるのは、託送供給等約款変更認可処分の法的効果によるものである。

そして、原告の令和4年7月20日付け準備書面8の「第1」において詳述した通り、一般送配電事業者は、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務を負わされており、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通知によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務が具体化した場合には、託送供給等約款料金のうちの営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金として算定し(算定規則4条第2項、3条)、その料金変更を含む託送供給等約款の変更の認可を受けることとなり、その認可によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体化する。

したがって、本件においても、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項と算定規則4条2項の制定によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務は抽象的に発生し、さらに、本件認可によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体的に発生するのである。

以上からすれば、原告は、処分の名宛人以外ではあるものの、本件変更認可処分による効果として、その財産権が必然的に制限される地位に立たされるのである。

他方、最高裁平成25年判決は、「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然

的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」と判示している。

したがって、最高裁平成25年判決によれば、原告は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、本件変更認可処分により自己の権利を必然的に侵害されるおそれのある者として、本件変更認可処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者にあたり、行政事件訴訟法9条2項を持ち出すまでもなく、原告には原告適格が認められる。

ちなみに、仮に被告が主張するように、「合意の効果」だとするならば、本件施行規則も、一般送配電事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべきとすべきであって、その負担額を小売電気事業者に課すかどうかは一般送配電事業者の任意の決定による仕組みとなっていたはずである。しかし、本件施行規則の規定はそうになっていない。

4 小括

以上の通り、小売電気事業者である原告は、電気事業法17条1項、18条1項、2項によって、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けた託送供給等約款の通りの内容の託送供給を受けるという法的地位や権利を保障されている。

そして、一般送配電事業者が経済産業大臣の認可を受けることなく、託送供給等約款を変更しても、それによる小売電気事業者の法的地位や権利は変動しない。

小売電気事業者の法的地位や権利は、一般送配電事業者が変更した託送供給等約款について、経済産業大臣の認可を受けた場合に変動する。

そして、一般送配電事業者は、本件施行規則45条の21の2第1項及び本件施行規則45条の21の5第1項によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務を負わされているところ、本件施行規則45条の21の4第1項の通知及び本件施行規則45条の21の7第1項の通

知によって、「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」を回収する義務が具体化した場合には、託送供給等約款料金のうちの営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金として算定し（算定規則4条第2項、3条）、その料金変更を含む託送供給等約款の変更の認可を受けることとなり、その認可によって、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体化するのであるから、小売電気事業者の賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の支払義務が具体的に発生するのは、本件変更認可処分の法的効果である。

したがって、原告は、処分の名宛人以外の者ではあるが、処分の法的効果による権利の制限を受けるので、本件変更認可処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者にあたり、行政事件訴訟法9条2項を持ち出すまでもなく、原告には原告適格が認められる。

これに反する被告の主張には理由がない。

第2 同「第2」の「1」から「5」までの主張について

被告は、被告第7準備書面の「第2」の「2」及び「3」において、電気事業法18条3項1号ないし3号の規定について、「総体としての需要家全体の利益の保護を図るため」（1号）、「総体としての需要家の利益を一般的公益として保護することを目的としている」（2号）、「電気の利用者たる需要家一般の利益を保護しようとするもの」（3号）とし、さらに、原告の主張に反論するとして、「小売電気事業者は、託送料金の額を、小売電気料金として需要家に転嫁できる」「小売電気事業者の利益を保護するために新規参入を阻害して寡占化を認めれば、需要家の利益と相反する事態を招きかねない」から、「需要家の利益を保護する前提として小売電気事業者の利益を保護する必要があるという原告の理解は、一般論として成り立たない」と主張する。

しかし、電気事業法17条1項、18条1項、18条2項及び電気事業法

の定めを全体をみていただきたい。

電力自由化のもと、離島供給などを除き、電気事業者の供給義務を定め、供給約款を認可にかからしめ、認可を受けた供給約款によらなければ供給してはならないとしているのは、一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約のところだけである。

小売電気事業者と需要家の間では、電気事業法17条1項のような供給義務も、同法18条1項、18条2項のような供給約款を認可にかからしめ、認可を受けた供給約款によらなければ供給してはならないとしている規定も存在しない。

一般送配電事業者と小売電気事業者の間の託送供給契約の関係について、電気事業法17条1項、18条1項、18条2項のような規定が存在するのは、電力自由化の前提として、小売電気事業者の契約相手への託送供給という小売電気事業者でもかかるコストを、平等で、かつ、できる限り少ないものとし、自由競争の基礎を形成しようとするものである。

そもそも、電力自由化は、電気料金を暫時下げていくということを重要な目的とするものであり、その前提として、小売電気事業者の努力によっても削減できないコストをできるだけ減らすということが要請されている。小売電気事業者の努力によっても削減できないコストが減らないと、小売電気事業者に過度の負担を強いることになって、結局、需要家の利益も実現されない。現在のところ、託送供給等約款料金は、電気の小売料金に転嫁され、最終的には電力の需要家（最終使用者）が負担するものであるが、需要家向け電気料金の約3～4割を占めており、託送供給等約款料金が下がっていかないと、電気の小売料金も下がらない。

したがって、電気事業法は、17条の供給義務づけ制度、18条における託送供給等約款の認可制度を残し、電気の使用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益の保護をするものとしたのである。

被告も、被告第7準備書面の12頁において、電気事業法18条3項2号

について、「同号の「電気の供給を受ける者」という文言は、託送供給等約款の適用を受ける小売電気事業者を想定している」「小売電気事業者が託送供給等を受けることが困難となるような不当に厳しい供給条件が設定されることにより、市場競争の基盤が損なわれたり、供給そのものに支障が生じるなどして、ひいては需要家において適正価格で安定的に電力供給を受けることが困難になるおそれがあることから、かかる規定が設けられたもの」と認めている。

また、被告第7準備書面の13頁において、電気事業法18条3項3号について、「託送供給等約款において、託送供給の対価である料金の算出方法が一義的に、かつ、合理的に定められていなければ、小売電気事業者間の公平性が確保されず、市場における健全な競争環境が確保されないこととなる」と認めている。

いずれも、18条における託送供給等約款の認可制度を残したのは、電気の使用者の利益を最終的に保護する前提として、小売電気事業者の利益を保護するものとしたことを認めていることに他ならない。

被告が電気事業法18条3項2号の趣旨として述べているところ、あるいは、電気事業法18条3項3号の趣旨として述べているところは、小売電気事業者の利益を保護するものではないという、被告の主張と矛盾する。

以上の通りであるので、被告第7準備書面の「第2」の「2」から「3」までの主張にも理由がない。

また、被告第7準備書面の「第2」の「1」で、被告が主張する経緯は事実反するものであるし、被告第7準備書面の「第2」の「4」から「5」までの主張にも理由がない。

以上の通り、被告の被告第7準備書面の「第2」の「1」から「5」における主張には理由がない。

第3 その他の被告の主張について

1 被告の被告第7準備書面の「第2」の「6」の主張について

前述の通り、電力自由化は、電気料金を暫時下げていくということを重要な目的とするものであり、その前提として、小売電気事業者の努力によっても削減できないコストをできるだけ減らすということが要請されている。しかし、現在のところ、託送供給等約款料金は、消費者向け電気料金の約3～4割を占めており、それをいかに減らすかが重要な課題となっている。

そうした中で、小売電気事業者に対し、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を、託送料金としてさらに支払うようにすることは重大な問題となる。

2 行政事件訴訟法10条1項について

本件では、原告は、行政事件訴訟法9条1項によって、原告適格を認められるのであるから、すべての違法事由を主張でき、同法10条1項の適用は問題とならない。

また、仮に、9条2項によるとしても、電気事業法18条3項2号、3号と1号は、密接に関係しているので、「自己の法律上の利益に関係のない主張」とはならない。

この点についての、被告の主張も失当である。

以上